

# 日南市官民データ活用推進計画



Society 5.0  
For  
SDGs

令和3年2月  
日南市

1	日南市を取り巻く社会情勢	1
(1)	少子高齢化と人口減少の進行	1
(2)	インターネットの普及とデータ流通量の増加	1
(3)	制度環境の整備	3
(4)	人口減少によって生じる課題	4
(5)	データ活用等の必要性	4
2	日南市官民データ活用推進計画の目的	5
3	日南市官民データ活用推進計画の位置付け	5
4	日南市官民データ活用推進計画の推進体制	5
5	官民データ活用の推進等に関する施策の基本的な方針	6
6	官民データ活用の推進に係る個別施策	7
7	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	10

## 1 日南市を取り巻く社会情勢

### (1) 少子高齢化と人口減少の進行

日南市では加速する少子高齢化の影響を受け、自然減による人口減少に加えて、若者の市外流出といった社会減による人口減少が進んでいる。

人口増減の傾向を見ると、平成7(1995)年から平成12(2000)年は3.63%(2,388人)の減少であったが、平成17(2005)年から平成22(2010)年は5.29%(3,225人)、平成22(2010)年から平成27(2015)年は6.24%(3,599人)の減少と、近年、減少の割合が大きくなっている。

調査年次	人口総数(人)	増減数(人)	増減率
平成7(1995)年	65,809	—	—
平成12(2000)年	63,421	▲2,388	▲3.63%
平成17(2005)年	60,914	▲2,507	▲3.95%
平成22(2010)年	57,689	▲3,225	▲5.29%
平成27(2015)年	54,090	▲3,599	▲6.24%

出典：平成7～27年国勢調査より（※平成17年以前の人口総数は、旧日南市、旧北郷町、旧南郷町の合計）

本市は、県内9市の中でも高齢化が進んでおり、人口減少だけでなく社会経済や地域社会の活力低下、労働力人口の減少は大きな課題となっている。

平成27(2015)年国勢調査の結果を平成22(2010)年の調査結果と比較すると、年少人口(15歳未満)は▲597人、生産年齢人口(15歳～64歳)は▲4,020人と減少しているにもかかわらず、老年人口(65歳以上)は982人増加しており、本市の少子高齢化の傾向が顕著に現れている。

### (2) インターネットの普及とデータ流通量の増加

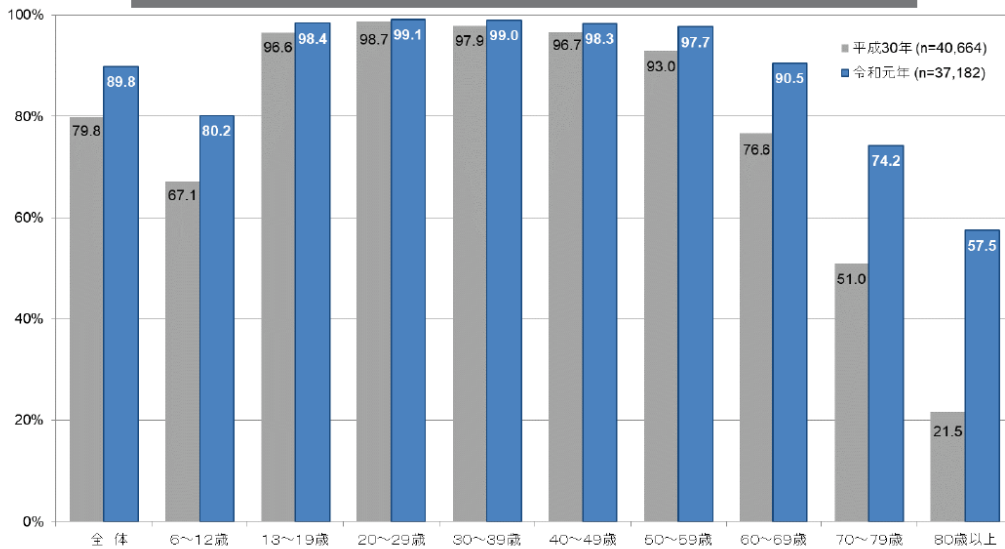
20世紀後半から始まったインターネットの普及により、時間や距離の制約を飛び越え、誰でも膨大な情報へのアクセスや、情報の共有が可能となった。

国が行った「令和元年通信利用動向調査」によると、インターネット利用者の割合は平成30年から10ポイント増加し、89.8%と9割に迫っている。

インターネットの利用状況を年代別に見ると、13歳(中学生)以上から50代までの世代では、97%を超える高い利用率であり、広くインターネットが生活の中に浸透していることが分かる。

また、6～12歳及び60歳以上の年齢層では、利用率が平成30年から10ポイント以上伸びており、今後もインターネットが幅広い世代で活用されることが予想される。

## インターネット利用状況（個人）

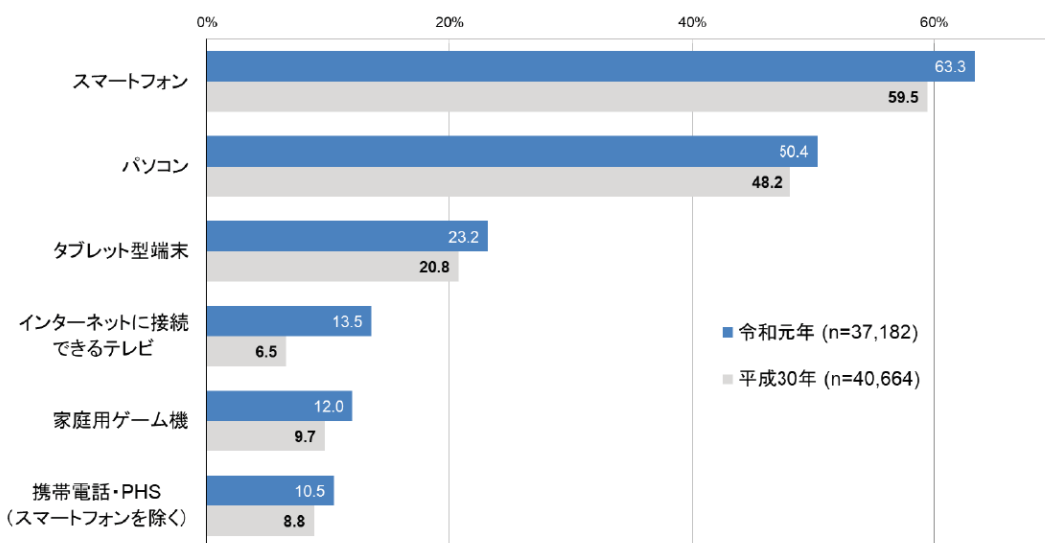


出典：「令和元年通信利用動向調査」

次に、インターネット利用機器の状況を見ると、「スマートフォン」が63.3%と最も高く、次いで「パソコン」が50.4%、「タブレット型端末」が23.2%となっており、インターネット利用機器の普及・多様化が進んでいる。

特に、近年のスマートフォンの普及により、電子メールや様々なソーシャルメディアによる人同士の新たな交流、電子マネー決済やネットショッピングなどの新たな経済活動など、インターネットが日常生活の多種多様な場面で手軽に利用できるようになり、現代の生活では欠くことのできない存在となっている。

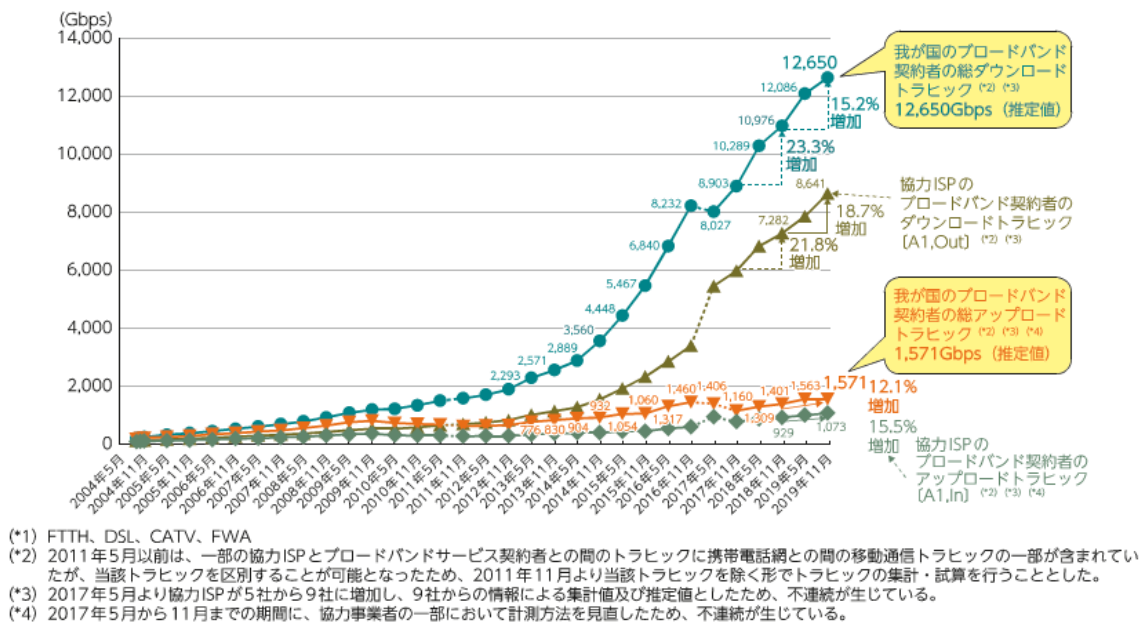
## インターネット利用機器の状況（個人）



出典：「令和元年通信利用動向調査」

最後に、インターネットトラフィック(通信回線上で送受信されるデータ流通量)の状況を見ると、ダウンロードトラフィックを中心に大きく増加傾向にある。

### 我が国のブロードバンド契約者の総トラフィック



出典：総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果（2019年11月分）」

これは、前述の「利用者の拡大」や「インターネット利用機器の多様化」だけでなく、情報通信技術の進歩に伴う動画配信などの「新たなサービス」の誕生や、データの利活用やクラウドサービスの普及などの「利用環境の向上」によるものである。

近年では、様々な機器をインターネットに接続し、そこで生成されたデータを活用する「IoT」技術や、蓄積されたデータを活用する「AI」技術の進展など、新たなデータ利活用の可能性が具現化しており、医療、福祉、防災、エネルギー管理、移動、生産管理など、これまで以上に幅広い分野で、新しいICT利活用が模索されている。

また、5Gの普及や新型コロナウイルス感染症に対応するための「新しい生活様式」の実践拡大などにより、今後も更なるインターネットの利用拡大やデータ流通量の拡大が予測されている。

### (3) 制度環境の整備

データ利活用は、様々な分野において新たな価値の創造等に資するものと期待される一方、自由な利活用が許される範囲や利活用に当たってのルールに曖昧な部分があったことから、安心・安全なデータ流通・利活用を可能とする環境整備が強く望まれていた。

そのため、国においてはデータ流通・利活用に関する制度環境の整備について、継続した検討が進められてきている。

これまでに、データ流通におけるサイバーセキュリティ強化を目的とした「サイバーセキュリティ基本法」の制定(平成26(2014)年)をはじめ、個人情報保護法の改正(平成27(2015)年)がなされ、平成28(2016)年12月には、インターネット等のネットワークを通じて流通する多種多様かつ大量の情報(データ)の適正かつ効果的な活用を推進することで国民生活の向上を目的とした「官民データ活用推進基本法」が施行された。

**データ流通・利活用に関連する法律の位置付け**



(4) 人口減少によって生じる課題

少子高齢化の進展に伴う人口の減少により、経済や地域社会の活力低下、社会保障制度の給付と負担の均衡崩壊、労働力不足、財政の危機、自治体職員数の減少に伴う行政サービスの低下など、山積する様々な課題が現実味を帯びてきている。

このことは、他地域より高齢化が進み、かつ、多くの中山間地域を抱える本市にとって地域の存続に関わる重大な問題である。

人口が減少する中で、豊かな市民生活を実現していくためには、これまで以上に、限られた労働力や資産を有効に活用し、より多くの成果や効果を上げていくことが必要となっている。

(5) データ活用等の必要性

前述のような状況下、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、市には更なる行政事務の効率化や地域問題の自発的解消の促進等に積極的に取り組むことが求められている。

今後も継続した市民生活の質の向上を図るためには、これまでの人口減少対策に加えて「暮らし」「福祉・医療・介護」「地域活性化」「産業振興」などの幅広い分野で、インターネットの中で大量に流通する「データ」を活用する仕組みづくり、データを通じた官民協働の促進、行政手続き・行政事務のデジタル化など、データ活用やデジタル技術を活用した対策にも積極的に取り組むことが重要となっている。

## 2 日南市官民データ活用推進計画の目的

本計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）」を受けて、日南市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と本市の施策及び宮崎県と本市の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、本市が抱える諸課題の解消を図ることを目的とする。

## 3 日南市官民データ活用推進計画の位置付け

本計画は、日南市重点戦略プラン（令和2年3月）の重点施策である、「マイナンバーカードの普及と利用の促進」、「AIやRPAの活用によるスマート自治体への転換」及び「データに基づく政策立案（EBPM）の推進・強化」について具体的な施策を定める計画と位置付ける。

## 4 日南市官民データ活用推進計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。

一方、本計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。

そのため、データ利活用による市民生活の質の向上及び行政事務の効率化等の推進を所管する「日南市データ活用戦略会議」を計画推進の中心として位置付け、全庁を挙げて計画の推進に取り組む。

なお、計画の取組状況の活用については、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を、その後の情報化推進施策の推進等に反映していく。

## 5 官民データ活用の推進等に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続きにおける情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に関する取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会の格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

### (1) 手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組 <オンライン化原則>

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

### (2) 官民データの容易な利用等に係る取組 <オープンデータの推進>

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本方針（平成29年5月30日高度情報化通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、本市が有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

### (3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組 <マイナンバーカードの普及・活用>

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和2年度に予定されているマイナンバーを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が予定される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされている。本市においては、策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおける個人番号カードの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する。

### (4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組 <デジタルデバイド対策等>

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利



用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 <標準化、デジタル化、システム改革、BPR>

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用性を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、日南市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

## 6 官民データ活用の推進に係る個別施策

### (1) オンライン化原則

#### ① 行政手続きのオンライン化の推進

国が実施する棚卸や進捗を踏まえつつ、本市においてオンライン化を最優先に取り組むべきとその方策を決定するとともに、具体的な取組、目標及びその達成時期について早期に定めることとする。

手続きのオンライン化に当たっては、フロント部分のオンライン化に留まらず、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」と連動し市全体として、情報システムの改革、制度や業務そのものの見直しを併せて実施する。また、一連の手続きがオンラインで可能となるように、各手続きにおける本人確認及び手数料納付のオンライン化などの検討を行うとともに、急速に普及が進むスマートフォンを利用して申請できるようにするなど、利用者の利便性向上に取り組む。

また、棚卸に基づくオンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進に当たっては、マイナンバー制度による情報連携やマイナンバーカードの活用を前提に必要な取組を進める。

#### <KPI>

電子申請可能な手続き数、オンライン利用率

#### <スケジュール>

令和元年5月に策定された「地方公共団体オンライン利用促進指針」や宮崎県の取組を参考にしつつ、令和3年度中に本市における取組方針をとりまとめる。

## ② マイナポータルを活用推進

マイナポータルの電子申請機能を活用した各種申請のオンライン化を推進するとともに、既に導入している子育てワンストップサービスや介護ワンストップサービスについて、窓口での説明や各種広報等を行い、電子申請の普及率向上を図る。

また、市役所窓口配置した「マイナポータル用端末」を活用し、来庁者の電子申請について併せて促進する。

### <KPI>

マイナポータルを利用した電子申請率

### <スケジュール>

令和6年度までにマイナポータルを利用した児童手当等の現況届の電子申請率10%を達成

## ③ 窓口手続きの電子化の取組

本市では、高齢化の進展が全国の市町村と比しても顕著であり、窓口における各種手続きの対応についても、申請書の記載等に必要以上に時間がかかるなど、待ち時間の増加や高齢者への負担の軽減といったサービス水準の低下を招いている。

この状況を改善するため、紙の様式への記載でなく、タブレット端末やOCR等を活用した申請手続きの電子化の取組を推進する。これにより、高齢者の手書きに関する負担の軽減及び住民利便性の向上を図るとともに、職員の事務負担の軽減や1件当たりの処理時間の短縮、サービス水準の向上に寄与する。

また、本取組に当たってはマイナンバーカードの券面記載事項入力補助アプリの活用による入力誤りの防止等の取組も併せて行うなど、住民と行政双方の負担軽減を図る。

### <KPI>

窓口における平均待ち時間の短縮

### <スケジュール>

令和5年度までに各種住民サービス窓口においてサービスを開始

## (2) オープンデータの推進

### ① 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を推進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」

等を参考として、保有するデータのオープンデータを推進する。

具体的には、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進する。

<KPI>

オープンデータ公開件数

<スケジュール>

令和6年度までにオープンデータ公開件数 78 件を達成

### (3) マイナンバーカードの普及・活用

#### ① コンビニ交付サービスの利用促進

マイナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスについて、使い方や手数料が安いことなどを広く市民に周知し、コンビニ交付の利用件数が増えるよう努める。

<KPI>

コンビニ交付サービスによる各種証明書類の発行件数

<スケジュール>

令和6年度までにコンビニ交付サービスによる発行件数 9,000 件を達成

#### ② マイナンバーカード取得率向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、時間外や休日、各種イベントにおいて臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請等、住民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

<KPI>

マイナンバーカード交付率

<スケジュール>

令和6年度までにマイナンバーカード交付率 90%を達成

### (4) デジタルデバイド対策等

#### ① 条件不利地域等における光回線の整備

地理的条件や事業採算性の問題等により、光回線が整備されていないエリアに対して、国の補助事業の活用等により民間事業者と連携して光回線整備エリアの

拡張を図り、地域間格差を是正する。

<KPI>

光回線の世帯カバー率

<スケジュール>

令和3年度までに光回線の世帯カバー率97%以上を達成

## (5) 標準化、デジタル化、システム改革、BPR

### ① 業務のデジタル化、ハンコレスの推進

テレワークなどのリモートアクセス環境の整備やタブレットを活用した会議のオンライン化など、業務のデジタル化を推進し、時間と場所を有効に活用できる働き方改革を進め、行政サービスの効率化と新たな価値創造を目指す。

また、これまで原則とされてきた書面主義や対面主義を見直し、市民が窓口で申請する際の負担を軽減することに加え、行政手続きの簡素化を図るための市民の皆様が提出される申請書等への押印の義務付けを段階的に廃止する。

<KPI>

庁内のリモートアクセス環境整備

押印廃止が可能な書類等のハンコレス実現

<スケジュール>

令和4年度までにリモートアクセス環境を整備してテレワークスタート

令和3年度までに押印廃止のための条例改正等を行う

## 7 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「日南市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「日南市個人情報保護条例」に基づく適切な個人情報の取扱いを行う。